

tosu  
miyaki  
kiyama  
kamimine

資料編

# 資料編

## 1 第5期介護保険事業計画策定委員会の協議経過

### (1)各委員会のスケジュールと協議内容

本計画の策定に伴い、5回の策定委員会と2回の日常生活圏域部会を開催し、協議していただきました。

#### 第1回策定委員会 平成23年3月29日

議 事	○第5期介護保険事業計画策定の留意事項 ○日常生活圏域部会の設置について ○今後のスケジュールについて
-----	---

#### 第2回策定委員会 平成23年6月28日

議 事	○高齢者要望等実態調査の集計概要の報告 ○第4期介護保険事業の検証 ○地域包括ケアの考え方について
-----	---

#### 第3回策定委員会 平成23年10月27日

議 事	○日常生活圏域部会からの検討内容報告 ○地域包括ケアシステム構築及び介護予防事業、新サービス、施設・居住系サービス整備に対する考え方と方向性について ○見込量等のシミュレーション結果
-----	---

#### 第4回策定委員会 平成23年12月15日

議 事	○前回提示資料の修正等について ○保険料算出までの流れ及び算定にあたっての整理事項について
-----	--

#### 第5回策定委員会 平成24年2月2日

議 事	○第5期介護保険事業計画期間中(H24年度からH26年度)の保険料について ○第5期介護保険事業計画の基本的な考え方(素案)について
-----	---



## (2)委員名簿

### 鳥栖地区広域市町村圏組合 第5期介護保険事業計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	団体及び役職名	(順不同、敬称略) 日常生活 圏域部会
保健・医療・福祉の関係者	鹿毛 幸広	社会福祉法人寿楽園理事長	—
	平井 賢治	鳥栖三養基医師会会長	—
	熊谷 孝之	三養基・鳥栖地区歯科医師会	鳥栖圏域
	松雪 幹一	鳥栖三養基薬剤師会会長	鳥栖圏域
	峯 孝樹	鳥栖市社会福祉協議会常務理事	鳥栖圏域
関係行政機関の代表者	井原 寿行	鳥栖保健福祉事務所所長	—
被保険者の代表	高原 克昌	鳥栖市老人クラブ連合会会长	鳥栖圏域
	江藤 周二	麓地区民生委員児童委員協議会会长	鳥栖圏域
	井邊 仁美	基山町食生活改善推進協議会会长	基山圏域
	井上 和幸	みやき町区長協議会副会長	みやき圏域
	米倉 康博	上峰町社会福祉協議会事務局長	上峰圏域
	尼寺 はづみ	住民代表(鳥栖市)	鳥栖圏域
	妹川 登美子	住民代表(基山町)	基山圏域
	櫛崎 美和子	住民代表(みやき町)	みやき圏域
	倉本 信幸	住民代表(上峰町)	上峰圏域
	原口 秋子	みやき町民生児童委員協議会会长	みやき圏域
	嬉野 善樹	みやき町老人クラブ連合会会长	みやき圏域
	天本 勝	基山町民生委員児童委員協議会副会長	基山圏域
	庄島 くるみ	小規模多機能型居宅介護春風施設長	基山圏域
	高田 豊	上峰町民生児童委員協議会会长	上峰圏域
	右近 康恵	上峰町民生児童委員協議会副会長	上峰圏域
構成市町の担当課長	久保 昭夫	鳥栖市社会福祉課長	鳥栖圏域
	真島 敏明	基山町健康福祉課長	基山圏域
	古賀 政彦 (古川 洋子)	みやき町地域包括支援センター所長【~H23.12.31】 (みやき町地域包括支援センター主幹【H24.1.1~】)	みやき圏域
	岡 義行	上峰町健康福祉課長	上峰圏域
計	25名		

## (3)委員会設置要綱

### 鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険事業計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律123号)第117条の規定による鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)の策定にあたり被保険者等の意見を反映するため、鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険事業計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1)日常生活圏域の設定、また各年度における圏域ごとの地域密着型介護サービス施設に係る必要利用定員総数およびその他サービスの種類ごとの量の見込みと確保策
- (2)各年度における地域支援事業に要する費用および量の見込みと確保策
- (3)サービス事業者相互間の連携確保に関する事業、また介護給付、予防給付および地域支援事業に係るサービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
- (4)その他事業計画に盛り込む事項

#### (組織)

第3条 策定委員会の委員は25人以内とし、次に掲げる者の中から管理者が委嘱する。

- (1)学識経験者
- (2)保健、医療、福祉の関係者
- (3)被保険者の代表者等
- (4)関係行政機関の代表者

2 委員の任期は、前条に規定する事項に関する協議が終了するまでとする。

#### (会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める

2 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めたときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。



### (日常生活圏域部会)

第6条 日常生活圏域における被保険者の要望の分析及びサービス等の諸課題について調査及び検討をするため、策定委員会に日常生活圏域部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の部会員は、策定委員会の委員のうちから会長が指名する者をもって構成する。

3 部会には部会長を置き、会長が指名する者をもって充てる。

4 部会は部会長が招集し、議長となる。

5 部会において必要があると認めるときは、部会員以外又は策定委員以外の関係者に対し、部会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

### （庶務）

第7条 策定委員会の庶務は、介護保険課において処理する。

### （補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成17年5月2日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

## 2 | 日常生活圏域部会の協議経過

### (1) 各部会のスケジュールと協議内容

#### 第1回日常生活圏域部会

基山地区 平成23年7月5日

鳥栖地区 平成23年7月7日

みやき地区 平成23年7月12日

上峰地区 平成23年7月14日

#### 議事

- 高齢者要望等実態調査に基づく日常生活圏域別概況報告
- 将来人口・被保険者数等の推計
- 日常生活圏域ごとの地域包括ケアの状況
- 各日常生活圏域における課題

#### 第2回日常生活圏域部会

鳥栖地区 平成23年9月16日

みやき地区 平成23年9月27日

基山地区 平成23年10月4日

上峰地区 平成23年10月12日

#### 議事

- これからの地域包括ケア構築の考え方
- 要支援・要介護認定者数の推計
- サービス等の整備方針の検討

### (2) 部会のイメージ

#### 介護保険事業計画策定委員会と日常生活圏域部会(合計25名)





### (3) 第3回策定委員会に提示した日常生活圏域部会のまとめの資料

## 地域包括ケアシステム構築の考え方と方向性

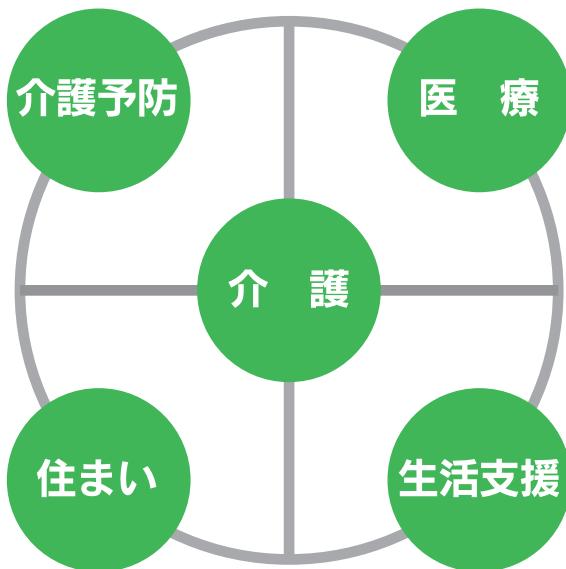
### 地域包括ケアのビジョン

**小学校区を単位とする身近な地域で  
安心して暮らせる地域ケア**

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、だれもが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるためのしくみづくりが求められています。

そのためには、介護保険サービスのほか、地域のインフォーマルなサービスや保健・医療・福祉等のさまざまなサービスを包括的・継続的に提供できる地域包括ケアの体制を構築する必要があります。

地域包括ケアは、次の5つのサービス・支援と、これらを包括的・継続的に実施するネットワークによって実現されるものです。



地域包括ケアの実現に向けては、行政やサービス事業者だけではなく、まちづくりの主役である地域住民やNPOなどとの協働の取り組みが不可欠です。

## 1. 介護

### 取り組み目標

住み慣れた地域での在宅介護を基本に、それぞれのニーズ・状況に応じた適正な介護サービスの提供が図られるよう、介護保険事業の運営を進めます。

### 目標達成に向けた取り組み

#### 取り組み(1) 要支援・要介護者へのサービス提供

##### ◇ 円滑なサービスの提供

要支援・要介護者に対する介護保険サービスの質の向上と量的確保を図っていきます。

##### ◇ 地域密着型サービスの充実

身近な地域における地域密着型サービスの提供基盤の確保・充実を図っていきます。

#### 取り組み(2) 家族介護者への支援

##### ◇ 家族介護者の負担軽減(レスパイト事業)の実施

高齢者要望等実態調査の結果によると、自宅で介護を行っている家族介護者の負担が大きいことが分かりました。

家族介護者の負担軽減のため、家族介護者同士の情報交換や親交の場として、交流会の開催等について検討します。

##### ◇ 情報の発信・周知

認知症の人と家族の会に関する周知を図っていきます。



## 2. 介護予防

### 取り組み目標

介護予防の推進により、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活が営まれるようにします。

要支援・要介護認定者の割合について、現状維持を目標に取り組みを進めます。

#### 【目標達成のための指標】

項目		23年度実績	26年度目標
要支援・要介護認定者の割合	鳥栖市	17.81%	17.81%
	みやき町	18.32%	18.32%
	基山町	19.10%	19.10%
	上峰町	18.00%	18.00%

#### 【目標達成のための指標】

項目		22年度実績	23年度指標	26年度指標
被保険者人口	鳥栖市	13,191人	13,279人	15,007人
	みやき町	7,264人	7,332人	8,138人
	基山町	3,810人	3,858人	4,440人
	上峰町	1,884人	1,889人	2,105人
	鳥栖広域	26,149人	26,358人	29,690人
二次予防事業 対象者	鳥栖市	230人	2,500人	2,800人
	みやき町	165人	1,500人	1,600人
	基山町	118人	620人	709人
	上峰町	69人	400人	422人
	鳥栖広域	582人 (2.23%)	5,020人 (19.05%)	5,531人 (18.63%)
二次予防事業 参加者	鳥栖市	73人	133人	750人
	みやき町	25人	100人	200人
	基山町	20人	20人	100人
	上峰町	25人	50人	80人
	鳥栖広域	143人 (0.55%)	303人 (1.15%)	1,130人 (3.81%)
二次予防事業 改善者	鳥栖市	24人	46人	300人
	みやき町	19人	80人	170人
	基山町	20人	16人	85人
	上峰町	0人	15人	40人
	鳥栖広域	63人 (44.06%)	157人 (51.82%)	595人 (52.65%)

※23年度指標は、日常生活圏域部会開催時点の数値のため、31ページの数値と異なります。

## 目標達成に向けた取り組み

### 取り組み(1) 利用者の状態像に応じた介護予防事業の実施

健康な一般高齢者を対象にした介護予防事業(一次予防)と要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者を対象にした介護予防事業(二次予防)の2タイプの介護予防事業を進めます。

#### ◇ 一次予防事業

一次予防事業については、介護予防の観点からの講習や実技指導等を行う教室を開催し、主体的に介護予防に取り組む高齢者の支援を行います。

#### ◇ 二次予防事業

二次予防事業については、身体運動器官の機能向上、栄養改善、口腔機能向上のための介護予防教室を開催し、要介護状態となることのないよう支援を行います。

### 取り組み(2) 連続一貫した介護予防ケア体制の確立

一次予防事業及び二次予防事業を通じた連続一貫した介護予防ケア体制の確立を図ります。

#### ◇ 二次予防事業終了者への対応

二次予防事業の介護予防教室は短期間実施されるため、終了者が継続した取り組みを行うには一般高齢者向けの教室(一次予防事業)やボランティア団体が実施する教室等への参加を促すことが効果的であると考えられます。

二次予防事業の介護予防教室の終了者について、それらの教室等への参加を促すとともに、二次予防事業終了後の独自の予防プログラムについても今後は検討するなど、継続した介護予防のしくみを明確にします。

平成24年度の制度改正により創設される介護予防・日常生活支援総合事業についても事業実施についての検討を行います。

#### ◇ 介護予防教室の担い手育成

これからの中介護予防事業は、行政主体で行うのではなく、地域の介護予防の担い手となるボランティア等の育成・支援が不可欠です。

本組合には、各種ボランティア団体が存在するため、既存のボランティア団体との連携を図るとともに、ボランティアポイント制度を活用するなど、具体的なボランティア育成策を検討します。



## ◇ 介護予防事業の検証

介護予防事業の効果検証の手法について検討し、本組合全体での統一的手法の確立を図るとともに、検証結果を踏まえながら、より効果的な介護予防教室プログラムについて検討・実施していきます。

## ◇ 介護予防に関する連携会議の開催

効果的・効率的な介護予防事業の実施のため、介護予防に関する関係部署間の連携を図ります。

### 取り組み(3) 原因傷病に対応した予防事業の推進

高齢者要望等実態調査から、要支援・要介護の認定者は、生活習慣病の既往率が高いことが分かっています。

これらの原因傷病に対応した予防事業を推進します。

## ◇ 生活習慣病予防と介護予防の広報の連携

市町広報等における介護予防等に関する情報掲載に際して、介護認定の原因傷病（認知症の原因など）についても情報を提供し、若年期からの生活習慣病予防に対する意識向上や特定健診の受診促進等を図っていきます。

## ◇ 介護保険担当部局と健康増進部局との連携

構成市町の介護保険担当部局と健康増進部局との連携強化を通じ、高齢者に関する諸データ等の情報共有化を図りつつ、より効果的な事業の推進を図ります。

### 取り組み(4) 介護予防事業への参加促進

## ◇ 二次予防事業対象者の効果的・効率的な把握

平成22年度の介護予防事業の実績では、全国指標である5%～12%と比較すると低い水準にあるため、地域に潜在する二次予防事業対象者の効果的・効率的な把握のための次の施策を実施します。

- ①要支援・要介護認定者を除く全員に対し基本チェックリストを郵送配布・回収します。
- ②基本チェックリストと同時に、生活機能アンケートを配布し、地域高齢者の実態把握や利用者に対するアドバイス表の返却等への活用を検討します。
- ③地域包括支援センターが行うそれぞれの実態調査の結果に合わせて、地域の特性に即した効率的な把握方法を検討します。

## ◇ 介護予防教室の魅力向上

高齢者要望等実態調査によると、介護予防事業への参加意向は「参加したい」が「参加したくない」を大きく上回っていました。一方、平成22年度の二次予防事業対象者の事業参加割合は、低い水準にあり、地域には介護予防に関するニーズがあるものの、実際の教室参加には結びついていないことが分かりました。

そこで、介護予防教室の魅力向上のため、次の施策を実施します。

①高齢者の介護予防ニーズ等を踏まえつつ、魅力ある介護予防教室を企画・実施します。

②介護予防の必要性や効果及び教室の内容等について分かりやすい広報を行います。

## ◇ より参加しやすい場の検討

高齢者実態調査によると、二次予防事業対象者の方の多くが、足腰などの痛みを理由に外出を控えているという結果が出ています。

また、一般高齢者対象の介護予防教室については、送迎バスがないため参加したくても参加できないという声が地域包括支援センターへ寄せられています。

これらのことから、参加したくても参加できない現状にあると考えられるため、より身近な開催場所の設定または送迎バス運行の可能性について検討します。

## 取り組み(5) 要支援者に対するケアマネジメント

### ◇ ケアプランのチェック

介護予防ケアプランについて、それぞれの状態像等に基づいたアセスメント、自立支援に配慮した目標設定等の観点から、ケアプランのチェック等を実施し、適正化を図ります。

介護予防の効果を検証するため、要支援者の更新時の結果、改善したかどうかを効果の指標として定めます。

### ◇ 研修会の実施

介護予防ケアプラン作成についての研修会を実施し、予防の視点に立った介護予防ケアマネジメントについての意識を高めます。



### 3.生活支援

#### 取り組み目標

高齢者が在宅で自立していきいきと暮らせるように、介護保険サービスを補完するサービスとして、高齢者のニーズに応じた支援を行います。

#### 目標達成に向けた取り組み

##### 取り組み(1) 社会資源の活用

地域に存在する社会資源について、その効率的な活用を促すため、次の施策を行います。

###### ◇ 社会資源の把握

行政が行っている高齢者施策について、関係各課が連携を図ることにより情報の整理を行うとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所が把握している社会資源についての情報収集を行い、地域に存在する社会資源の把握を行います。

##### 取り組み(2) 高齢者福祉サービス事業の展開

構成市町特性に応じた福祉サービスの充実・展開を図っていきます。

##### 取り組み(3) 社会福祉協議会高齢者施策事業の展開

社会福祉協議会の実施する高齢者事業との連携を図ります。

##### 取り組み(4) インフォーマルサービス

NPOやボランティア団体を所管する機関との連携を図るなど、ボランティア・NPO等によるインフォーマルサービスについて、情報提供等を含め、支援していきます。

## 4. 医療

### 取り組み目標

高齢者が在宅で安心して暮らせるよう、24時間対応の在宅医療や訪問看護の充実等に向けた取り組みを進めます。

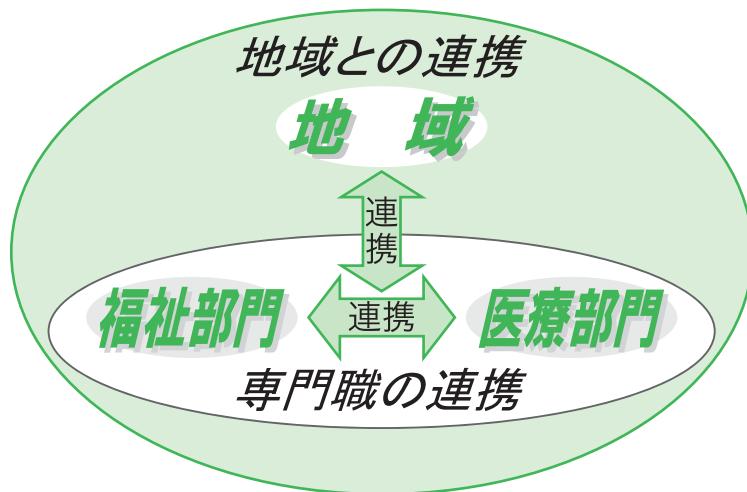
### 目標達成に向けた取り組み

#### 取り組み(1) 医療連携体制のあり方に関する検討

佐賀県における医療連携のあり方については、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項の規定に基づく「佐賀県保健医療計画」に規定されています。

具体的には、東部地域医療協議会において、「地域における保健・医療・福祉の連携強化に関する事項」を協議することとなっているため、当該協議会の所管である鳥栖保健福祉事務所や医師会との連携を図りながら、医療と介護の連携に関する取り組みを行います。

#### 【連携のイメージ】



#### 取り組み(2) 認知症疾患医療センターとの連携

平成23年度に佐賀県内に認知症疾患医療センターが整備される予定となっています。

認知症の専門的な医療を提供する認知症疾患医療センターと認知症連携担当者を配置する地域包括支援センターが相互に協力し、地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制を強化することで、認知症に関する医療と介護の切れ目のない提供をめざします。



## 5. 住まい

### 取り組み目標

厚生労働省が示す指針によると、「高齢者が可能な限り、居宅において継続して日常生活を営むことができるよう、地域において必要なサービスが提供される体制を整備することが必要である」としています。

高齢者が在宅で生活するために必要な訪問介護や通所介護、また、インフォーマルサービスなどの高齢者が必要とするサービスが適切に整備されるとともに、高齢者の方が必要とするサービス等をバリアフリーなどの“ハード”と必要なサービスの提供などの“ソフト”的な両面を備えるサービス付き高齢者向け住宅等の「住居」が存在すれば、住み慣れた「地域」での安心した生活の実現により近づくことが出来ます。

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう、高齢者の状態・状況に応じて必要かつ適切なケアやサービスを選択・利用できる住宅の整備・提供を図っていきます。

### 目標達成に向けた取り組み

#### 取り組み(1) サービス付き高齢者向け住宅制度への対応

県知事への登録制度として「サービス付き高齢者向け住宅制度」が創設されることに伴い、今後は民間による整備・供給の促進が期待されるところであり、こうした住宅基盤を有効に活用していくため、制度の周知・普及、介護保険との連携、利用者の保護などの取り組みを図っていきます。

#### 取り組み(2) 良質な住宅の供給(鳥栖地区圏域のみ)

老朽化した市営住宅を計画的に修繕・改修し、高齢者等が安全で安心して居住できるようバリアフリー化を推進します。(鳥栖市総合計画から抜粋)

#### 【目標達成のための指標】

項目	22年度実績	26年度目標
市営住宅バリアフリー改修率	39.0%	52.0%

# 資料編

## 取り組み(3) 多様な居住ニーズに対応した支援の充実(鳥栖地区圏域のみ)

高齢者向けなどの特定目的住宅を市営住宅内に増やし、高齢者等が入居しやすい環境整備を進めます。(鳥栖市総合計画から抜粋)

### 【目標達成のための指標】

区分	23年度	備考（現状の内訳）	26年度
高齢者向け	11戸	南部団地	増加予定（浅井）
障害者向け	9戸	南部団地8 萱方1	
母子世帯向け	11戸	南部団地	現状維持
多子世帯向け	4戸	本町	



## 6. 地域包括ケアの実現に向けたネットワーク

### 取り組み目標

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険制度による介護サービスを中心に、介護予防、生活支援、医療、住まい等のサービスが包括的・継続的に提供できるよう、地域包括ケアの実現に向けたネットワークの構築を進めます。

### 目標達成に向けた取り組み

#### 取り組み(1) 地域包括支援センターの周知

高齢者要望等実態調査では、一般高齢者の方の多くの方が、地域包括支援センターを利用した事がないとの回答でした。

- 地域包括支援センターが地域に根差した、気軽に相談できる窓口となるよう次の施策を行います。
- ①地域包括支援センターの認知・利用の向上を図るため、地域包括支援センターの業務等に関する広報・周知を行います。
  - ②地域包括支援センターの行う認知症サポーター養成講座の際に本組合による出前講座を同時に行う等センターと協働して周知活動を行います。

#### 【目標達成のための指標】

項目		平成22年度調査	平成25年度調査
一般高齢者のうちセンターを利用した人の割合	鳥栖市	9.9%	15.0%
	みやき町	12.7%	15.0%
	基山町	5.5%	15.0%
	上峰町	15.4%	20.0%

#### 取り組み(2) ネットワークの構築

地域包括ケアを進めるためには、それぞれの地域における住民との連携・協働が不可欠であることから、地域包括支援センターとの連携を図りつつ、これを軸にして、より広範な関係機関・団体等とのネットワーク化を進めていきます。

具体的なネットワークのイメージや具体的な構成メンバー等については、構成市町福祉課と管内の地域包括支援センター及び本組合が協力して検討します。

ネットワーク構築に際しては、各センターで適切な地域課題の抽出を行い、それとのセンターの地域性を生かしたものとします。

## 3 | パブリックコメントにより寄せられた意見等

### ○意見等の募集期間

平成23年12月19日(月)から平成24年1月16日(月)まで

### ○意見・質問の回答

介護予防事業や介護保険料に関するご意見やご質問が多数寄せられました。

今回ご質問のあった内容の主なものは、次のとおりです。

### 意見1 高齢者の生活を支える取り組みと介護予防事業の継続について

(事業計画書62ページ「地域包括支援センターの基本方針及び運営方針」関連)

#### (内容)

介護認定を受けてもサービスを利用しない主な理由は、自分の身の回りのことは、自分でするよう努力している方が一番多いとのこと。それに加え、社協や区長、民生委員、保健所などからのアドバイスや老人会、地区サロン、地域包括支援センター等で取り組まれている健康維持のための運動などに参加し、各自が健康管理に気を付けていくようしているからだと思います。今後も継続をお願いします。

#### (回答)

第5期計画期間中の重点事項として、「介護予防体制の充実」と「生活支援サービスの充実」を掲げています。既に実施している「地区サロン」での取り組み等を参考にしながら、高齢者の方が地域で安心して生活できるよう、介護予防の取り組みやボランティア等の自主活動に対する支援を推進します。

### 意見2 在宅生活を支えるサービスの適正な配置について

(事業計画書78ページ「基本目標2 在宅生活の重視」関連)

#### (内容)

実際に私自身が経験した家族の介護では、夜間の介護は本当に大変でした。現在、身近な地域でも、高齢者だけのご夫婦世帯が増えているように見えます。圏域内に1箇所だけでも、夜間の介護が対応できる体制をお願いします。

#### (回答)

夜間や早朝を含め、高齢者の方を24時間体制で支援することを目的としたサービスが、平成24年度から新設されることとなっております。

本組合としても、高齢者の方が在宅で生活するために有効な事業と考えており、管内の事業者に対し、制度内容の周知を行うなど、新サービス設置の誘導を行いたいと考えております。



### 意見3 介護予防事業の推進について

(事業計画書93ページ「基本目標4 介護予防の推進」関連)

#### (内容)

認知症に対しては総合的な体制整備を必要としているため、認知症の介護予防(認知機能低下予防)の事業の充実が望まれる。そのためにも実務者・関係機関を対象とした研修会の開催はもちろんのこと、事業結果を客観的に示し、魅力ある事業運用のため専門的な視点での評価・プログラムの提案が必要と考える。

また、10%の介護予防効果を見込んでいるが、その試算根拠が不明である。23年度までの一次・二次対象者別に推移を示した上で第5期の事業効果を推定し、その目標値を示すべきと考える。介護予防事業の内容としては、その人の機能に応じた事業内容が第1であるが、地域とのコミュニケーションを取りつつ、ゲーム感覚の事業などにより、事業への参加率を確保し楽しみながら予防効果を得られるような事業が望ましい。要支援者の増加が著しいことから二次予防施策に力点をおいた予算配分が望まれる。私の経験上、一次予防は包括的に実施し、地域包括支援センターや事業所運用から自主活動に繋げて行き、二次予防は、専門職による施策展開が望ましいと考える。

介護予防事業の一層の推進により介護保険料の軽減ができるため、構成市町との事業連携を望む。

#### (回答)

ご指摘のとおり、介護予防事業について、対象者の把握、効果的な教室プログラム、教室参加後の評価及び教室参加後の自主活動への誘導等、事業全体としての見直しが必要であると考えており、構成市町及び関係団体と協議を行い、介護予防事業の体系を明確にしていくこととしております。

また、予防効果の見込みについては、国が介護予防を創設した平成18年度当時、介護予防効果の見込みを介護予防事業対象者の20%としておりましたが、全国的な予防効果の低迷により、地域の実情に応じた目標設定が可能とされておりました。今回、目標設定初年度でもあり具体的なデータが揃っていないことやこれまでの取り組みにより一定の効果が上がっていることを考え、国の目標値の半分を目標値として定めました。10%の目標達成のため、どのような事業が効果的なのかを関係団体等と検証・協議しながら目標に向けての取り組みを行ってまいります。

更に「一次予防」「二次予防」「要支援者」と予防が必要な類型ごとに、効果的な事業展開と評価の在り方について検討したいと思います。

## 意見4 第1号被保険者の介護保険料と保険料負担段階について

(事業計画166ページ「3. 第1号被保険者の保険料」関連)

### (内容)

介護保険料については、低所得者への配慮は十分されていると思うが、40年近く働いた多くの年金生活者の保険料負担段階は第5段階、第6段階である。この階層にも、負担割合1.15の堅持はもちろんのこと、基準所得金額の法令改正(200万円→190万円)では、段階のアップによる負担増が著しいのではないか。影響する方へきめ細かい対応をするべきだと思われる。

また、保険料の上昇については、高齢者の重い負担とならないよう配慮いただきたい。保険料が上昇するとしても、すべての所得段階の方々に配慮いただき、大幅な増額とならないような保険料の設定を検討していただきたい。

### (回答)

ご意見のありました第4期介護保険料の第5段階の負担割合1.15の堅持については、第3期計画期間(平成18~20年度)において設定されていた激変緩和措置を第4期(平成21~23年度)へ引き継ぎ、本来の負担割合1.25から0.1の軽減を行っていた保険料段階となっています。第5期介護保険料の算定にあたり、特定の段階のみ負担軽減を継続することについては、公平性を欠く一面もあることから段階的に本来の負担割合へ戻すことを検討いたしました。具体的には第4期保険料の負担割合1.15から1.2へ変更することといたしました。

また、国は「特例第3段階の設定(新たな負担軽減)」と「特例第4段階の継続(第4期から負担軽減)」を促しています。本組合では、国の考えに沿って新たな保険料段階を設け低所得者の配慮を継続することといたしました。

次に、基準所得金額に関してですが、国の法令改正により基準所得金額が200万円から190万円に引き下げられることにより、第4期介護保険料において第6段階(負担割合1.25)※1であった方の一部が第7段階(負担割合1.5)※2に該当することとなり、他の負担段階の方と比較して、急激な保険料上昇が見込まれたところです。本組合では、この改正により影響を受ける方に対し、特例の負担段階「(第5期)第7段階(負担割合1.3)」を新たに設け、時限的に急激な保険料上昇に配慮する※3ことといたしました。これに伴い第4期の第7段階(負担割合1.5)は、第5期において第8段階(負担割合1.5)へ繰り上げることといたしました。

第5期の具体的な保険料月額については、保険料段階にもよりますが第4期と比較して、月額155円~621円(年額では1,860円~7,452円)の増加となりました。(各段階の保険料については、事業計画の170ページをご参照ください)

高齢者の皆さんにおかれましては、従来よりも負担が重くなる結果となりましたが、介護保険制度へのご理解とご協力を賜りますようお願ひいたします。

※1 第6段階…(第4期)本人が住民税課税で本人の合計所得金額が200万円未満の方

※2 第7段階…(第4期)本人が住民税課税で本人の合計所得金額が200万円以上の方

※3 (第5期)第7段階については、激変緩和措置として扱い、今後段階的に本来の負担割合(1.5)へ近づけていく考え方です。



## 4 | 用語集

この用語集の内容は、本計画書を参照するにあたり、専門用語を分かりやすくまとめたものであり、必ずしも用語の定義を厳格に定めたものではありません。

**あ**

### 一次予防事業

地域支援事業において、活動的な状態にある高齢者を含むすべての高齢者を対象に、生活機能の維持・向上(特に高齢者の精神・身体・社会における活動性の維持・向上)を図る目的で行われる事業です。

### 医療ソーシャルワーカー(MSW)

主に医療機関や老人保健施設、在宅介護支援センターなどに勤務し、医師・看護師・理学療法士などと共に、医療チームの一員として、高齢者その家族への相談をはじめとするさまざまな援助を行う専門職です。

**か**

### 介護支援専門員

⇒ ケアマネジャー

### 介護報酬

介護サービス提供事業者に支払われる報酬のことであり、医療保険における診療報酬に対応する用語です。提供されるサービスの種類及び要介護度ごとに細分化されているほか、提供されるサービスの内容、時間帯による加算など、各種の加算があります。

### 介護保険3施設

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設(療養病床等)のことで、介護保険法に基づいて指定を受けた施設のことをいいます。要介護認定を受けた被保険者が利用可能です。

### 介護予防

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐこと、あるいは要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすることです。

### 介護療養型医療施設

長期療養を必要とする慢性期に至った要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理

下での世話、機能訓練等の必要な医療などを提供する施設です。

## 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話をを行うことを目的とした施設です。

## 介護老人保健施設

要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話をを行うとともに、在宅生活への復帰を図ることを目的とした施設です。

## 居住系サービス

(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のことをいいます。

## 居宅介護支援

在宅サービス等を適切に利用できるように、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が心身の状況や環境、本人や家族の希望を受けて、利用するサービスの種類や内容を示す居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、サービスを利用するためサービス提供事業者等との連絡・調整を行うサービスです。

## 居宅介護支援事業者

利用者の意向をふまえて居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、個々のサービス事業者との調整を行う事業者のことです。

## 居宅サービス

自宅介護を中心としたサービスのことをいいます。訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売のサービスがあります。この中から自分の希望するサービスを組み合わせて利用できます。

## 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、管理栄養士、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うものです。

## グループホーム

⇒ 認知症対応型共同生活介護



## ケアプランチェック

本組合が必要に応じてケアプランの提出を求め、介護支援専門員によるチェック及び聞き取り調査を行い、適正なサービス利用の確保を図るもので

## ケアマネジメント

要支援・要介護認定を受けた人の依頼を受けて、置かれている環境や本人・家族の希望を勘案して必要とされるサービスを受けられるようにサービス計画を作成し、サービス事業者との連絡調整などの支援を行うことをいいます。

## ケアマネジャー(介護支援専門員)

要支援・要介護者からの介護サービス計画(ケアプラン)等の相談に応じ、利用者の状況、希望、心身の状態等に考慮し、適切なサービスを利用できるよう、本組合・市町村・居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う専門職である介護支援専門員のことをいいます。「医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、社会福祉士、介護福祉士、機能訓練士、言語聴覚士」などの保健・医療・福祉分野の専門知識を持った人の中から、資格試験・研修を経て養成されています。

介護支援専門員は利用者が自立した日常生活を営むために必要な援助に関する専門的知識や技術を有する者で、介護支援サービス機能の要となることから、その倫理性や質が求められます。

## 元気づくり高齢者事業(二次予防事業)

佐賀県では、地域支援事業において、基本チェックリスト等に基づき、生活機能の低下があると判定された高齢者を「元気づくり高齢者」といいますが、この元気づくり高齢者を対象に、一人ひとりのQOL(生活の質)の向上を目指した個別的なアプローチ(介護予防プログラム)で実施する事業です。

平成22年8月の国の要綱改正に伴い、平成23年度からは生活機能評価を廃止し、基本チェックリストのみで対象者の把握を行うこととしています。

## 言語聴覚士(ST)

先天性の障害や病気、事故や加齢などが原因で言葉によるコミュニケーションの障害(言語障害・音声障害・聴覚障害)や摂食・嚥下障害のある人々に専門的サービスを提供し自分らしい生活を構築できるように支援する専門職です。

## 高額介護(介護予防)サービス費

要介護者が居宅サービスや施設サービスを利用して、支払った自己負担額が一定額を超えた場合に超過分が払い戻される介護給付をいいます。超過分が払い戻されることにより、負担

が一定額を上回らないよう自己負担額の減額が図られます。

## コーエート変化率法

ここでいう「コーエート」とは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指します。

各コーエートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

さ

## 財政安定化基金

予定していた保険料収納率を下回ったり、保険給付費が見込み以上に増大するなどして介護保険財政に不足を生じた場合に、保険者(市町村、広域連合、一部事務組合)に対して資金を交付または貸与して財政の安定化を図る基金のことです。基金は佐賀県に設置され、その財源は国・県・保険者が3分の1ずつ負担します。

## 作業療法士(OT)

身体または精神に障害のある者、またそれが予測される者に対し、主体的な生活の獲得を図るため、諸機能の回復、維持及び開発を促す作業活動(日常動作を利用した訓練・趣味余暇活動・就労支援・社会参加)などを用いて、治療、指導および援助を行う専門職です。

## 参酌標準

各自治体が介護保険事業計画を策定する際、各種サービスの見込量等を定めるのにあたって参酌すべきものとして厚生労働大臣が定めるものです。介護保険事業計画の基本となる「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(基本指針)の中で定められています。

## 施設サービス

介護老人福祉施設サービス、介護老人保健施設サービス及び介護療養型医療施設サービスをいいます。

## 住所地特例

介護保険において、介護保険施設に入所(入院)することによってその施設や病院等の所在地に住所を変更したと認められる被保険者を、住所変更以前の住所地である市町村の被保険者とする特例措置のことです。



## 主治医意見書

要支援・要介護認定に必要な書類で、本人の心身の状態や介護に関する意見等について、主治医の所見を記したものです。

## 小規模多機能型居宅介護

要介護者等の住み慣れた地域で、通いを中心として訪問や泊まりを組み合せて、日常生活の支援を行うサービスです。

## 自立度

「障害高齢者の日常生活自立度」・「認知症高齢者の日常生活自立度」のことで、高齢者の寝たきり度・認知症の程度を踏まえた日常生活自立度を表すものです。介護保険制度の要介護認定では認定調査や主治医意見書でこの指標が用いられており、要介護認定におけるコンピュータによる一次判定や介護認定審査会における審査判定の際の参考として利用されています。

## 審査支払手数料

佐賀県国民健康保険団体連合会に委託している、介護サービス費等の給付請求に関する審査事務の委託手数料のことです。

## 精神科ソーシャルワーカー(PSW)

精神障害者の抱える生活問題や社会問題の解決のための援助、また、社会参加に向けての支援活動を行う専門職です。

## 成年後見制度

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など精神上の障害によって判断能力が十分でない人々が、一方的に自分に不利な契約を結ばされないように、一定の決められた人が本人の不十分な判断能力を補い保護する制度のことです。成年後見人など（後見人、保佐人、補助人）は配偶者等親族に限らず、司法書士、弁護士などの法律家や社会福祉士など、家庭裁判所が事情を考慮したうえで、ふさわしい人を選任します。また、複数の人や法人も成年後見人等になることができます。

**た**

### 第1号被保険者

65歳以上の方を指します。

### 第2号被保険者

40歳から64歳までの方のうち、医療保険に加入している方を指します。

## 団塊の世代

1947年から1949年にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代を指します。2015年には団塊の世代の人々が65歳以上となり、高齢者の生活様式、考え方、価値観は一層多様化すると考えられています。国は、2015年までに高齢者ケアの確立をめざすと同時に、予防重視型システムの導入により「明るく活力ある超高齢社会」を実現する必要があるとしています。

## 短期入所生活介護

介護老人福祉施設等に短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護、その日の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

## 短期入所療養介護

介護療養型医療施設に短期間入所(入所の空きベット利用)し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療および日常生活上の世話をを行うサービスです。

## 地域支援事業

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市町が実施する事業です。要介護状態に陥るおそれがある高齢者などを対象として、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上などの介護予防に資する事業を実施しています。

## 地域包括支援センター

予防重視型システムへの転換に向けて、公正・中立な立場から、「介護予防ケアマネジメント」「総合相談・支援」「権利擁護」「包括的・継続的ケアマネジメント」を担う中核機関として設立されている機関です。地域包括支援センターには、保健師(経験のある看護師)、主任介護支援専門員、社会福祉士を配置し、専門職の協働によって業務を展開しています。設置・運営に関しては、中立性の確保、人材確保の支援などの観点から「地域包括支援センター運営協議会」が関わることになっています。

## 地域密着型サービス

要支援・要介護者が住み慣れた地域で生活を継続することを支えるため、構成市町の区域をさらに細かく分けた日常生活圏域の単位で提供されるサービスをいいます。サービス内容は、①定期巡回・随時対応型訪問介護看護、②小規模多機能型居宅介護、③夜間対応型訪問介護、④認知症対応型通所介護(認知症高齢者専用デイサービス)、⑤認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)、⑥地域密着型(定員30人未満)介護老人福祉施設入居者生活介護、⑦地域密着型(定員30人未満)特定施設入居者生活介護、⑧複合型サービスの8種類があり、



サービス基盤の整備状況に応じて本組合が事業者の指定および指導・監督を行います。利用者は、原則として本組合の被保険者に限られます。

### 調整交付金

75歳以上の後期高齢者の比率が高い市町村または所得が全国より低い水準にある市町村に対して、介護保険の財源が不足することのないよう、格差を調整するために国から交付されるものです。国が負担する給付費25%のうちの5%分が、第1号被保険者の年齢階級別分布状況、所得分布状況等を考慮し、調整して配分されます。

### 通所介護

デイサービスセンター等で、入浴・食事の提供、その他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

### 通所リハビリテーション

介護老人保健施設等で心身の機能の維持回復や日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。

### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

短時間の定期巡回訪問や24時間・365日対応可能な窓口を設置して、随時対応するサービスのことです。

### デイサービス

⇒通所介護

### 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入所している要支援・要介護者に対して、特定施設サービス計画(施設ケアプランに相当)に沿って、入浴・排せつ・食事介助などの介護保険サービス、調理・洗濯・掃除などの家事援助サービス、生活や健康に関する相談など、要支援・要介護者が日常生活を営むにあたって必要なサービスを提供します。

### 特定入所者介護サービス費

介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)及びショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)の「食費」と「居住費(滞在費)」について、所得の低い方を対象に負担限度額を設け、該当者が利用する事業所に対し、平均的な費用(基準費用額)と負担限度額との差額を支払う保険給付のことをいいます。

# 資料編

## 特定福祉用具販売

腰掛け便座や入浴補助用具等の福祉用具が必要な状態である要支援・要介護者に対し、その購入費用の9割を支給するものです。年間10万円が、利用額の限度です。

## 鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険条例

介護保険法によって市町村条例で定めることとされている事項について、本組合が制定している条例です。主な事項としては、①介護認定審査会の定数、②第1号被保険者に対する保険料率の算定等賦課徴収に関する事項、③普通徴収に係る保険料の納期、④保険料の徴収猶予及び減免、⑤罰則などがあります。

な

## 二次予防事業

⇒元気づくり高齢者事業

## 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするために、第3期介護保険事業計画からは本圏域内を高齢者にとって身近な地域である日常生活圏域に分け、サービス基盤を整備することになっています。日常生活圏域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情、地域の活動単位その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して定めることになっています。

## 認知症ケア

認知症を原因とした記憶障害・見当識障害等に起因する行動障害(問題行動)など、認知症の周辺症状を持つ要介護者等に対する介護方法全般のことです。

## 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症のある高齢者が共同生活住居において、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができることをめざすサービスです。

## 認知症対応型通所介護

デイサービスセンター等において認知症を持つ高齢者を対象に、日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

## 認定調査員

要支援・要介護認定を受けようとする被保険者を訪問し、心身の状況や置かれている環境等



について調査する者のことです。

**は**

## 複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護などの複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスのことです。

## 福祉用具貸与

要介護者等の日常生活上の自立を助ける用具や機能訓練のための用具、福祉機器を貸与するサービスです。貸与の対象となる品目は、厚生労働大臣が定めることになっています。その対象用具には、車いす・床ずれ予防用具・歩行器・つえ等があります。

## 訪問介護

訪問介護員(ホームヘルパー)等が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行うサービスです。

## 訪問看護

主治医の指示に基づき、看護師や保健師が居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

## 訪問入浴介護

要介護者等の居宅を、入浴設備と簡易浴槽を積んだ移動入浴車で訪問し、入浴の介助を行うサービスです。

## 訪問リハビリテーション

主治医の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問して日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。

## ボランティア・ポイント制度

高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を推進する観点から、介護施設や居宅等において、介護支援ボランティア活動を行った場合に、当該活動を実績評価したうえでポイントを付与する制度のことです。佐賀県の制度は「サポータイア」と称し、佐賀県長寿社会振興財団に委託し実施します。



や

## 夜間対応型訪問介護

在宅においても夜間を含め24時間安心して生活できる体制の整備として、「定期巡回(1晩につき1回)」と「通報による随時対応(月4回)」により、利用者の居宅で日常生活の世話をを行うサービスです。

## 要介護状態

身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事などの日常生活における基本的な動作について、一定期間にわたり継続して常時介護が必要と見込まれる状態であり、介護の必要程度に応じて、要介護状態区分のいずれかに該当するものをいいます。

## 要介護認定

被保険者が介護保険の給付を受けようとする時に、その必要度について全国一律の客観的な方法基準に従って、本組合が行う認定のことです。要介護認定では、要介護状態にあるかどうかに加えて、その程度(要介護状態区分)も併せて確認します。認定によって介護保険の給付量が決定する極めて重要な手続きであるため、公平かつ公正に実施されなければなりません。

ら

## 理学療法士(PT)

医師の指示の下に、理学療法を行う者のことです。理学療法士及び作業療法士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けており、医療関連施設のほか介護老人保健施設などで活躍しています。

## レスパイトケア

レスパイトとは休息、息抜きの意味です。介護をする高齢者や障害者等を持つ家族を日常的な介護から一時的に開放することによって、家族が心身の疲れを回復し、一息つけるようにするための援助をいいます。介護をする高齢者や障害者等を短期入所(ショートステイ)や日中預かりサービスに一時的に預け、家族が地域交流や余暇活動に参加する機会を提供します。

## 老老世帯

高齢者のみの世帯のことを指します。

## **第5期鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険事業計画**

**平成24年3月**

---

**発行 〒841-0037**

**佐賀県鳥栖市本町3丁目1494番地1**

**鳥栖地区広域市町村圏組合**

**総務課 TEL 0942-85-3637 FAX 0942-85-2084**

**介護保険課 TEL 0942-81-3315 FAX 0942-81-3316**

**e - m a i l tmk@ktarn.or.jp**

**ホームページ <http://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>**

